

資 料

I コンクール関連

《第59回親と子のよい歯のコンクール》 《平成22年度三歳児よい歯のコンクール》

○審査内容

- ・第1次審査(市町): 3歳児健診結果の書類審査又は歯科診査により選出。
- ・第2次審査(宇都宮市・各広域健康福祉センター): 歯科・内科診査により選出。
- ・第3次審査(県): 7月8日(木)「とちぎ歯の健康センター」にて実施。歯科・内科診査により、最優秀・優秀・優良を決定。

○結果

| 親と子のよい歯のコンクール | | | |
|---------------|--------|----|------|
| 最優秀賞 | 浅野 琴代 | 琶月 | 栃木市 |
| 優秀賞 | 永田 圭佑 | 汐璃 | 宇都宮市 |
| 〃 | 吉原 彰絵 | 梨桜 | 日光市 |
| 優良賞 | 碓氷 真紀 | 一葉 | さくら市 |
| 〃 | 川方 和美 | 一悟 | 鹿沼市 |
| 〃 | 小森 由美子 | 和奏 | 那須町 |
| 〃 | 菅谷 みどり | 翔 | 真岡市 |
| 〃 | 宮下 愛 | 力 | 足利市 |
| 〃 | 宮田 朝美 | 芽依 | 芳賀町 |

| 三歳児よい歯のコンクール | | |
|--------------|--------|-------|
| 最優秀賞 | 小野田 虎司 | 宇都宮市 |
| 優秀賞 | 小倉 美佑 | 鹿沼市 |
| 〃 | 北條 真弓 | 足利市 |
| 〃 | 吉川 陽菜 | 真岡市 |
| 優良賞 | 磯貝 栞那 | 佐野市 |
| 〃 | 板垣 輝月姫 | 益子町 |
| 〃 | 上田 夏梨奈 | 小山市 |
| 〃 | 内山 美花 | 宇都宮市 |
| 〃 | 金子 絢美 | 岩舟町 |
| 〃 | 小口 莉奈 | 那須塩原市 |
| 〃 | 笹沼 祐希 | さくら市 |
| 〃 | 中田 心愛 | 西方町 |

《第33回 栃木県歯科保健賞》

- ・昭和52年に栃木県歯科医師会が第29回保健文化賞を受賞したことを記念して制定。
栃木県歯科医師会と共催。
- ・県内において歯科保健衛生の分野で、優れた業績を挙げた団体及び個人の功績に対し顕彰。
- ・平成22年9月2日(木)審査会開催

・結果

| | |
|------|----------------|
| 団体の部 | 足利市福祉部健康増進課 |
| | 栃木県歯科衛生士会 日光支部 |
| 個人の部 | 該当者なし |

《平成22年度 よい歯の優良学校コンクール》

- ・平成22年9月2日(木)審査会開催
- ・各小・中学校の定期健診結果及び、学校保健活動の充実度、歯科保健活動の状況、う歯総数・処置歯率等を総合的に審査
- ・参加校 小学校の部 243校 中学校の部 76校

| | 小学校の部 | 中学校の部 |
|------------|-------------|-------------|
| 栃木県知事賞 | 宇都宮市立富屋小学校 | 大田原市立金田南中学校 |
| 栃木県議会議長賞 | 壬生町立藤井小学校 | 宇都宮市立宮の原中学校 |
| | 足利市立葉鹿小学校 | 栃木市立都賀中学校 |
| 栃木県教育長賞 | 宇都宮市立戸祭小学校 | 宇都宮市立清原中学校 |
| | 佐野市立栃本小学校 | 那須町立高久中学校 |
| | 那須町立大島小学校 | 佐野市立田沼西中学校 |
| 栃木県医師会長賞 | 宇都宮市立細谷小学校 | 高根沢町立阿久津中学校 |
| | さくら市立喜連川小学校 | 小山市立小山第三中学校 |
| | 真岡市立真岡西小学校 | 日光市立藤原中学校 |
| 栃木県歯科医師会長賞 | 上記 9校 | 上記 9校 |

《平成22年度 よい歯の図画・ポスター、作文、標語コンクール》

- ・歯の衛生週間事業の一環として、小中学校の児童生徒から図画・ポスター、作文、標語を募集。
- ・平成22年9月2日(木)審査会開催

図画・ポスターコンクール

| | | |
|----------|---------------|----------|
| 小学校の部 特選 | 栃木市立国府南小学校 | 3年 渡辺 礼恩 |
| | 佐野市立葛生小学校 | 6年 松浦 遥 |
| 中学校の部 特選 | 那須塩原市立西那須野中学校 | 3年 広瀬 智美 |

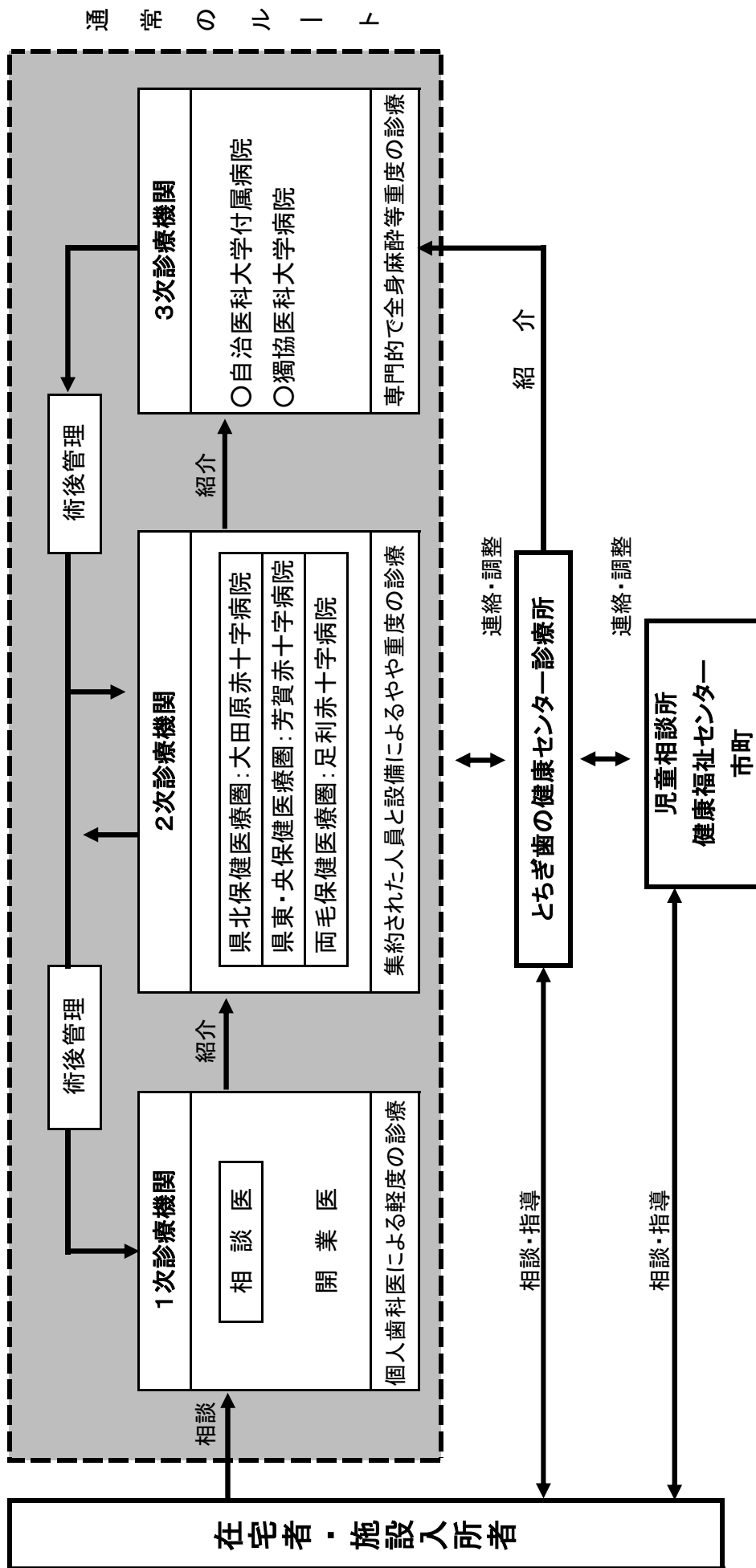
作文コンクール

| | | |
|----------|-------------|-----------|
| 小学校の部 特選 | 小山市立大谷東小学校 | 2年 山崎 笑来 |
| | 佐野市立赤見小学校 | 6年 田所 龍之介 |
| 中学校の部 特選 | さくら市立喜連川中学校 | 3年 村上 友香 |

標語コンクール

| | | |
|----------|-------------|-----------|
| 小学校の部 特選 | 那須塩原市立稲村小学校 | 1年 押久保 怜央 |
| | 高根沢町立北小学校 | 5年 永井 夢華 |
| 中学校の部 特選 | 宇都宮市立清原中学校 | 3年 山口 紗也加 |

II 栃木県心身障害児者歯科医療システム図



Ⅲ フッ化物洗口実施状況

都道府県別のフッ化物洗口実施施設数および実施人数

(NPO法人日本むし歯予防フッ素推進会議・WHO口腔保健協力センター・財団法人8020推進財団協同調査より)

| 都道府県名 | 実施施設数 | | 実施人数 | |
|-------|--------|--------|---------|---------|
| | 平成20年度 | 平成22年度 | 平成20年度 | 平成22年度 |
| 北海道 | 191 | 186 | 10,510 | 10,225 |
| 青森県 | 41 | 39 | 5,105 | 5,135 |
| 岩手県 | 92 | 114 | 2,872 | 3,242 |
| 宮城県 | 98 | 132 | 6,621 | 9,336 |
| 秋田県 | 156 | 275 | 10,449 | 22,412 |
| 山形県 | 110 | 114 | 10,664 | 10,901 |
| 福島県 | 88 | 81 | 10,062 | 10,728 |
| 茨城県 | 4 | 5 | 517 | 558 |
| 栃木県 | 86 | 104 | 11,117 | 15,650 |
| 群馬県 | 79 | 76 | 4,026 | 3,766 |
| 埼玉県 | 71 | 91 | 7,684 | 12,772 |
| 千葉県 | 43 | 103 | 3,353 | 8,611 |
| 東京都 | 3 | 4 | 209 | 367 |
| 神奈川県 | 13 | 20 | 944 | 1,101 |
| 新潟県 | 784 | 906 | 83,221 | 90,502 |
| 富山県 | 208 | 299 | 30,185 | 32,577 |
| 石川県 | 44 | 35 | 1,201 | 1,105 |
| 福井県 | 25 | 20 | 895 | 708 |
| 山梨県 | 18 | 17 | 795 | 730 |
| 長野県 | 138 | 147 | 23,863 | 24,610 |
| 岐阜県 | 135 | 175 | 24,868 | 28,929 |
| 静岡県 | 501 | 528 | 39,837 | 40,694 |
| 愛知県 | 596 | 666 | 92,650 | 109,390 |
| 三重県 | 38 | 45 | 1,494 | 1,727 |
| 滋賀県 | 79 | 100 | 10,162 | 11,827 |
| 京都府 | 302 | 336 | 77,697 | 84,303 |
| 大阪府 | 3 | 5 | 371 | 498 |
| 兵庫県 | 273 | 261 | 11,542 | 11,153 |
| 奈良県 | 16 | 30 | 1,320 | 2,809 |
| 和歌山県 | 85 | 112 | 9,421 | 12,142 |
| 鳥取県 | 18 | 49 | 504 | 1,850 |
| 島根県 | 146 | 227 | 9,842 | 16,962 |
| 岡山県 | 12 | 15 | 2,522 | 3,236 |
| 広島県 | 51 | 50 | 1,768 | 1,756 |
| 山口県 | 226 | 218 | 36,923 | 36,625 |
| 徳島県 | 6 | 6 | 114 | 98 |
| 香川県 | 105 | 113 | 14,674 | 16,482 |
| 愛媛県 | 137 | 156 | 17,870 | 20,965 |
| 高知県 | 37 | 60 | 1,360 | 2,031 |
| 福岡県 | 27 | 25 | 2,206 | 2,073 |
| 佐賀県 | 423 | 466 | 52,975 | 61,368 |
| 長崎県 | 182 | 186 | 9,907 | 9,255 |
| 熊本県 | 261 | 318 | 10,270 | 11,805 |
| 大分県 | 35 | 45 | 1,308 | 1,655 |
| 宮崎県 | 204 | 221 | 7,922 | 8,852 |
| 鹿児島県 | 153 | 192 | 6,004 | 6,841 |
| 沖縄県 | 90 | 170 | 4,317 | 7,264 |
| 全国 | 6,433 | 7,543 | 674,141 | 777,626 |

市町別のフッ化物洗口実施施設数および実施人数（栃木県）

（NPO法人日本むし歯予防フッ素推進会議・WHO口腔保健協力センター・財団法人8020推進財団協同調査より）

| 市町名 | 施設数 | | 実施人数 | |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成20年度 | 平成22年度 | 平成20年度 | 平成22年度 |
| 宇都宮市 | 1 | 2 | 450 | 592 |
| 足利市 | 1 | 1 | 80 | 443 |
| 栃木市 | 1 | 1 | 66 | 64 |
| 佐野市 | 3 | 3 | 412 | 729 |
| 鹿沼市 | 1 | 1 | 60 | 63 |
| 日光市 | 11 | 28 | 1,142 | 3,609 |
| 小山市 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 真岡市 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大田原市 | 34 | 35 | 5,353 | 6,346 |
| 矢板市 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 那須塩原市 | 7 | 0 | 645 | 0 |
| さくら市 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 那須烏山市 | 1 | 1 | 125 | 130 |
| 下野市 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上三川町 | 0 | 4 | 0 | 828 |
| 西方町 | 2 | 2 | 405 | 398 |
| 二宮町 | 0 | — | 0 | — |
| 益子町 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 茂木町 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 市貝町 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 芳賀町 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 壬生町 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 野木町 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大平町 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 藤岡町 | 1 | 1 | 67 | 85 |
| 岩舟町 | 6 | 5 | 623 | 622 |
| 都賀町 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 塩谷町 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高根沢町 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 那須町 | 13 | 13 | 1,412 | 1,358 |
| 那珂川町 | 4 | 7 | 277 | 383 |
| 合計 | 86 | 104 | 11,117 | 15,650 |

IV 栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成二十二年十二月二十一日
栃木県条例第五十号

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 基本計画(第十一条)
- 第三章 基本的施策(第十二条—第十五条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじつつ、総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることにかんがみ、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、すべての県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をしなければならない。

(市町村との連携等)

第四条 県は、市町村との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定並びに施策の実施が円滑になされるよう助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯及び口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯及

び口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、健康診査、歯科医療並びに保健指導(以下「歯科検診等」という。)を受けることにより、生涯にわたって、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第六条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、県が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

(保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割)

第七条 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者は、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等にに応じて、歯科検診等を受けることのできる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第九条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告等)

第十条 知事は、毎年、県議会に、歯及び口腔の健康づくりの状況並びに県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、毎年、前項の報告に係る歯及び口腔の健康づくりの状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならない。

第二章 基本計画

第十一条 知事は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 歯及び口腔の健康づくりの意義及び目標に関する事項
- 二 歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する重要事項

3 基本計画は、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療

計画、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。

- 4 知事は、基本計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、市町村の長及び歯科保健医療サービスに関して学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、歯科保健医療サービスをめぐる情勢の変化を勘案し、並びに歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(調査研究等)

第十二条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を効果的かつ適正に実施するため、歯及び口腔の健康づくりの方策並びに歯及び口腔の健康と心身の健康の保持及び増進との関係に関する事項について、調査研究及びその成果の普及並びに情報及び資料の収集、整理、分析及び提供に努めるものとする。

(学習の機会の提供等)

第十三条 県は、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであることについての県民の関心及び理解を深め、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を促進するため、学校、家庭、地域、職域その他の様々な場において、多様な学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることが促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の強化等)

第十四条 県は、歯及び口腔の健康づくりによる県民の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化に努めるとともに、当該業務に従事する者に対する研修の実施その他の資質の向上を図るための措置を講ずるものとする。

(要介護者等に係る歯科検診等の機会の確保等)

第十五条 県は、身体上又は精神上の障害があるため常時又は随時の介護を要する状態にある者その他の者であって歯科検診等を受けることが困難な状況にあるものについて、歯科検診等を受けることができる機会を確保し、及び提供するための環境の整備その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

V 栃木県歯科保健基本計画の概要

保健福祉部健康増進課

I 総論

1 計画策定の趣旨

県民の生涯にわたる健康づくりを推進するため、「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」（平成23年4月施行）に基づき、歯及び口腔の健康づくりに関して県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に推進するために策定

2 計画の性格と役割

条例11条に定める基本計画であるとともに、「とちぎ健康21プラン」の部門計画

3 計画期間

平成24～29年度の6か年計画

4 歯及び口腔の健康づくりの意義

歯及び口腔の健康づくりは、生涯にわたる健康の保持増進、生活習慣病予防、生活の質の向上に役立つという意義をかんがみ、8020の達成、歯や口腔の健康づくりを通じた生活習慣病予防や生活の質の向上を計画の理念としている

5 歯及び口腔の健康づくりのための施策

条例に定める基本的施策に基づいた、予防、普及啓発、環境整備などの施策4項目

6 計画の推進体制

栃木県歯科保健推進協議会等により、歯科保健を総合的かつ計画的に推進

7 計画の進行管理

PDCAサイクルを確立し進行管理する

II 各論（歯及び口腔の健康づくりのための施策）

1 歯や口腔と関係する病気等の予防

<取組の方向>

生涯にわたる歯や口腔の健康づくりを進めることで、8020（ハチマルニイマル）の達成や生活習慣病の予防に努め県民の健康づくりを推進します。

<県の取組>

- 母子保健との連携などで乳幼児・児童・生徒のむし歯予防を支援
- 適切な食べ方についての知識を普及
- 虐待と歯科疾患との関わりを啓発
- 学校保健との連携などで学童期のむし歯予防を支援
- 歯や口腔のけがの予防や応急処置の方法を普及
- 歯や口腔の健康づくりの観点からも喫煙対策を推進
- 産業保健との連携などで青年期以降の歯周病予防を普及
- 口腔機能向上の普及啓発により高齢者の介護予防を支援
- 生活習慣病や誤嚥性肺炎と歯や口腔の健康との関わりを普及
- 歯科診療・保健指導でも、がんや神経疾患などの療養生活を支える取組を支援 等

<主要目標>

- ①むし歯のない幼児の増加
現状：75.3% → 目標：80.0%
- ②12歳児の永久歯の一人平均むし歯数の減少
現状：1.4歯 → 目標：1.0歯以下
- ③40歳の進行した歯周炎の減少
現状：22.5% → 目標：17.9%以下
- ④60歳で24歯以上有する人の増加
現状：52.7% → 目標：60.0%以上
- ⑤80歳で20歯以上有する人の増加
現状：23.9% → 目標：35.0%以上

2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

<取組の方向>

生涯にわたる歯や口腔の健康づくりのための知識・技術の普及・検診の推進に努めます。

<県の取組>

- 妊婦の歯科検診や健康教育などを推奨
- 乳幼児・児童・生徒の歯科健診の機会での普及啓発
- 歯科保健の視点も加えた食育活動を支援
- 事業所等が行う歯や口腔の健康づくりの啓発を支援
- 成人・高齢者の歯科検診や健康教育などを推奨
- 成人・高齢者の歯科健診の取組を支援 等

<主要目標>

- ①歯科健診を受診する人の割合の増加
現状：34.1% → 目標：50%以上
- ②事業所による従業員の歯科保健の推進などモデル的な取組事例を有する地域の増加
現状：2/5保健医療圏
→ 目標：全ての保健医療圏

3 障害児者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保

<取組の方向>

障害児者・要介護者が住み慣れた地域で必要な歯科検診・治療・保健指導、口腔ケアが受けられるよう取り組みます。

<県の取組>

- 介護・福祉施設関係者に対して口腔ケア技術等を啓発
- 歯科専門職に対して介護・福祉分野の対応の技術等を啓発
- 歯科専門職と介護・福祉関係者の連携を支援
- とちぎ歯の健康センター診療所で障害児者の歯科治療等を実施するとともに、地域の関係機関との連携体制を構築
- 訪問歯科診療の普及等で地域における歯科検診・治療・保健指導を推進
- 障害児者・要介護者への理解を啓発 等

<主要目標>

- ①訪問歯科診療、訪問歯科保健指導に取り組む歯科診療所の増加
現状：180 → 目標：200以上
- ②口腔ケアに取り組む介護・福祉施設の増加
現状：95% → 目標：100%

4 歯科保健医療提供体制の整備

<取組の方向>

行政・保健・医療・福祉・教育等様々な分野の関係者の資質向上や連携に取り組み、歯や口腔の健康づくりに繋がります。

<県の取組>

- 全県的な拠点であるとちぎ歯の健康センターで啓発や関係者の資質向上に取り組む
- 地域の拠点である健康福祉センターで関係者の連携や市町村の計画策定等の支援に取り組む
- 生活習慣病や在宅医療などの医科歯科連携の取組を支援 等

<主要目標>

- ①歯や口腔の健康づくりに取り組むための計画がある市町村
現状：24/26市町村
→ 目標：全ての市町村
- ②歯科専門職が参画する保健、医療、福祉、介護関係の連携の組織がある保健医療圏
現状：3/5保健医療圏
→ 目標：全ての保健医療圏

平成22年度 栃木県の歯科保健

平成24年3月発行

編集

栃木県保健福祉部健康増進課

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-3096

FAX 028-623-3920

とちぎ歯の健康センター

栃木県宇都宮市一の沢2-2-5

TEL 028-648-6480

FAX 028-648-6483